

資料 2

令和 8 年度
北いわて中小企業者等生成 AI 導入支援業務

業務仕様書

令和 8 年 3 月
岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室

この「業務仕様書（以下「仕様書）」という。」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 8 年度北いわて中小企業者等生成 AI 導入支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 名称

令和 8 年度北いわて中小企業者等生成 AI 導入支援業務

(2) 目的

人手不足が進む北いわてにおいて、一人あたりの生産性や付加価値の向上が見込める対話型生成 AI について、その特徴を理解し、事業者の業務において導入し活用につなげることを目的とする。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(4) 委託料の上限額

1,791 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務の内容

(1) 研修の実施

ア 研修の対象者

北いわて（久慈市、二戸市、八幡平市、葛巻町、岩手町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町の 13 市町村）に所在する企業及び団体等。

対象者の立場は、対話型生成 AI の利用経験がない初級者から、組織内での活用を検討・推進する立場にある者までを想定し、具体的にはイに示す。

イ カリキュラム

カリキュラムは、受講者の興味関心や対話型生成 AI の利用状況に応じて、「初級者向け」及び「経営者・社内 DX 推進者向け」を用意する。いずれのコースにおいても、受講者が自社・自組織の業務において具体的に活用するイメージを持てる内容とし、実機操作による演習を盛り込むこと。

① 初級者向け

初級者向けは、ChatGPT 等の対話型生成 AI に関心はあるものの、利用経験がない者又は利用方法が分からない者を対象とする。

研修の目標は、業務の補助ツールとして対話型生成 AI を安全に活用できるようになることとし、検索の代替、アイデア出し、メール文面や簡易資料の作成等、自身の日常業務における基本的な活用ができる状態を目指す。

② 経営者・社内 DX 推進者向け

経営者・社内 DX 推進者向けは、経営者、管理職、社内 DX 推進担当者等、組

織全体での対話型生成 AI 活用を推進する立場にある者を対象とする。

研修の目標は、対話型生成 AI を個人利用にとどめず、組織内業務の効率化や生産性向上につなげる視点を獲得することとし、以下の内容を含むものとする。

- ・対話型生成 AI の最新動向及び業務活用の全体像
- ・社内業務への具体的な導入事例
- ・導入及び活用にあたっての留意点（情報管理、リスク、社内ルール整備等）

内容、方法等については提案事項とする。

表 1：カリキュラムの整理

区分	初級者向	経営者・社内 DX 推進者向け
対象者	対話型生成 AI を使ったことがない、又は使い始めたばかりの者	経営者、管理職、社内 DX 推進担当者 等
目標	対話型生成 AI を業務の補助として利用できるようになる	自社組織としての対話型生成 AI 活用の方向性を描けるようになる

ウ 実施地域及び実施回数

イに示す「初級者向け」及び「経営者・社内 DX 推進者向け」を、八幡平地域、二戸地域及び久慈地域の 3 地域で、表 2 に示す回数以上、現地開催する。具体的な開催回数、形式、時間配分等については提案事項とする。

表 2：実施地域及び実施回数（下限）

区分	八幡平地域	二戸地域	久慈地域
初級者向け	1 回	—	—
経営者・社内 DX 推進者向け	1 回	1 回	1 回

※ 令和 7 年度事業において、初級向けは二戸地域、久慈地域で現地開催したことから必須としないが、開催を妨げるものではないこと。

※ 現地開催と併せて、オンラインでの開催を妨げるものではないこと。

エ その他の仕様

- ① 研修で使用する対話型生成 AI は無償版を使用することとし、使用するツールは提案事項とする。
- ② 研修の受講者は、自身のパソコンを持参して演習等を行うものとする。
- ③ 受託者は、研修受講者が利用するインターネット環境を用意するものとする（会場の環境の利用、モバイルルーターの用意など、方法は問わない。）。

- ④ 受託者は、カリキュラムの策定、研修資料の作成、会場の手配、研修の周知、受講者の募集・連絡、当日の運営及びアンケートの実施など、研修の企画運営の一切を行う。
 - ⑤ その他の仕様は自由提案とし、県との協議により実施する。
- ※ 研修の周知については、県が連携している市町村や企業、商工団体などにも県から案内を行う。

(2) 研修受講者のフォロー

ア 定期的な情報提供

生成 AI の技術進歩が著しいことを考慮して、研修受講後も生成 AI に関する情報を、メール等により受講者に対して定期的に提供する。

イ その他のフォロー

受講者及び受講者が所属する企業等が、研修受講後に自社の業務フローの中で生成 AI を導入・活用できるよう、「岩手県中小企業デジタル化支援ネットワーク」にて公益財団法人いわて産業振興センターが実施する「中小企業デジタル化支援事業」における専門家派遣と連携することとしている。このため、必要に応じて、受講者を同事業の専門家派遣による伴走支援へつなげること。

(参考サイト URL：[岩手県中小企業デジタル化支援ネットワークについて](https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shinjigyou/1071808/1057761.html))

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shinjigyou/1071808/1057761.html>

(3) アンケートの実施

研修受講者（事業者）に対して、①受講時に、研修満足度及び所属企業等における対話型生成 AI の利用状況等を、②令和 9 年 2 月頃に、受講者（事業者）へ、生成 AI の導入に至ったか等を調査するアンケートを実施する。

(4) 実績報告書の作成

(1)から(3)までの実施結果をまとめた実績報告書を作成し、県に提出する。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(8)に準じること。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相

手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。